

## 第31回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和8年2月25日(水) 午前9時30分から10時00分
2. 開催場所 研修センター2階大会議室

### 3. 出席委員

会長	12番	石堂 かよ子		
会長職務代理者	11番	牛野 進一郎		
農業委員	1番	久保田 力雄	2番	砂坂 浩一郎
	4番	黒木 りか	6番	中之藺 堅二郎
	7番	寺内 秀昭	8番	福 富久
	9番	原 雅喜		

### 農地利用最適化推進委員(順不同)

イ.	浦口 啓一郎	ロ.	片板 大作
ハ.	上妻 亜紀	ニ.	小脇 尚武
ホ.	野里 一則	ヘ.	崎田 善昭
ト.	雨田 俊哉	チ.	原田 晃生

### 4. 欠席委員

農業委員	3番	高田 真盛	5番	小山 幸良
------	----	-------	----	-------

### 5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案協議

議案第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項及び第4項の規定による令和7年度第23号農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第2条の規定にある農地でない旨の証明(非農地証明)について

### 6. 農業委員会事務局職員

事務局長	才川 いずみ
農地振興係長	中峯 智恵美
農地集積支援員	牛野 学

## 7. 会議の概要

- 議長 これより、第31回 農業委員会定例総会を開会いたします。
- 議長 日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。
- (「はい。」の声あり。)
- 議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号11番 牛野進一郎委員、1番 久保田力雄委員を指名します。
- 議長 日程第2、(議案協議) 議案第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項及び第4項の規定による令和7年度第23号農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について、を議題にします。
- 議長 議案説明の前に、整理番号7番において、4番委員が、議事参与の制限に該当しますので、4番委員は、退席をお願いします。
- (4番委員、退席)
- 議長 それでは、議案第1号 整理番号7番を議題にします。
- 事務局より議案第1号 整理番号7番の説明をお願いします。事務局。
- 事務局 資料の6ページをお開きください。
- 議案第1号、農用地利用集積等促進計画(案)の承認について、整理番号7番をご説明いたします。
- 整理番号7番、南種子町〇〇××番地、A・87歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、B・53歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽▽××番、地目は畑、面積は●●㎡で牧草を耕作します。賃借料は10アール当り〇〇円の口座振込、期間は10年の再設定です。図面は14ページに添付しております。
- 以上です。
- 議長 説明が終わりました。
- これから質疑に入ります。質疑はありますか。
- (「異議なし。」の声あり)
- 議長 異議がないようですので、議案第1号 整理番号7番について、採決を行います。
- 原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。(全員挙手)
- 全員賛成のようですので、本案は、原案のとおり承認することに決定しました。
- 議長 4番委員の入場を求めます。
- (4番委員、着席)
- 議長 続きまして、議案第1号 残りの案件を議題にします。

事務局

事務局より、説明をお願いします。

資料の2ページをお開きください。

議案第1号は、農用地利用集積等促進計画（案）の承認についてです。先ほどご説明しました1件を含む農用地利用集積等促進計画、農地中間管理権10件を定めたいので、承認を求めるものです。

資料の3ページをご覧ください。

農地中間管理事業による利用権の設定、総括表になります。

存続期間は令和8年5月1日から令和13年4月30日までの5年間で5件、令和8年5月1日から令和18年4月30日までの10年間で5件です。

資料は4ページ、内訳書です。整理番号7番を除く9件についてご説明いたします。

整理番号1番、茨城県守谷市〇〇××番地、C・62歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、D・56歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽▽××番ほか5筆、地目はすべて田、面積は6筆合計●●㎡で水稻を耕作します。賃借料は年〇〇円の口座振込、期間は10年の再設定です。図面は8ページに添付しております。

整理番号2番、熊本県合志市〇〇××番地、E・77歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、F・51歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽▽××番、地目は田、面積は●●㎡で水稻を耕作します。賃借料は10アール当り〇〇円の口座振込、期間は5年の再設定です。図面は9ページに添付しております。

整理番号3番、鹿児島市〇〇番××号、G・78歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、F・51歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽▽××番ほか1筆、地目はすべて田、面積は2筆合計●●㎡で水稻を耕作します。賃借料は10アール当り〇〇円の口座振込、期間は5年の再設定です。図面は10ページに添付しております。

5ページをご覧ください。

整理番号4番、大阪府東大阪市〇〇番××号、H・83歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、I・53歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽▽××番、地目は田、面積は●●㎡で水稻を耕作します。賃借料は10アール当り〇〇円の口座振込、期間は5年の再設定です。図面は11ページに添付しております。

整理番号5番、南種子町〇〇××番地、J・63歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、I・53歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽▽××番、地目は田、面積●●㎡で水稻を耕作します。賃借料は10アール当り〇〇円の口座振込、期間は5年の再設定です。図面は12ページに添付しております。

整理番号6番、鹿児島市〇〇番××号、K・69歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、I・53歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽

▽××番ほか2筆、地目はすべて田、面積は3筆合計●●㎡で水稻を耕作します。賃借料は10アール当り〇〇円の口座振込、期間は5年の新規設定です。図面は13ページに添付しております。

整理番号8番、南種子町〇〇××番地、A・87歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、L・67歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽▽××番ほか3筆、地目はすべて畑、面積は4筆合計●●㎡で牧草を耕作します。賃借料は10アール当り〇〇円の口座振込、期間は10年の再設定です。図面は15～17ページに添付しております。

整理番号9番、南種子町〇〇××番地、A・87歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、M・58歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽▽××番、地目は田、面積は●●㎡で水稻を耕作します。賃借料は10アール当り〇〇円の口座振込、期間は10年の再設定です。図面は18ページに添付しております。

整理番号10番、南種子町〇〇××番地、N・61歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、L・67歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽▽××番、地目は田、面積は●●㎡で牧草を耕作します。賃借料は10アール当り〇〇円の口座振込、期間は10年の再設定です。図面は19ページに添付しております。

賃借権を取得しようとする者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しております。今後も農作業に従事していくものと認められますので、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により、要件を満たしているものと考えます。

以上、議案第1号の農用地利用集積等促進計画についての承認を求めます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。質疑はありますか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長

異議がないようですので、議案第1号 残りの案件について、採決を行います。

原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成のようですので、本案は、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、譲渡人：O、譲受人：P 外3件を議題にします。

それでは、事務局より議案第2号の説明をお願いします。

事務局。

資料の 20 ページをお開きください。

議案第 2 号は、農地法第 3 条の規定による許可申請について審査を求め  
るもので、所有権移転 4 件です。資料を読み上げます。

整理番号 1 番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 O。

譲受人は、南種子町〇〇××番地 P です。

土地の所在が、〇〇字▽▽××番ほか 3 筆。地目は田および畑、地積は  
4 筆合計●●m<sup>2</sup>です。

所有権移転で、理由は贈与及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、21 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条  
第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は 25 ページから添付しております。

4 筆のうち〇〇の 2 筆につきましては、令和 7 年 11 月 26 日の第 28 回  
定例総会議案第 1 号において、農地中間管理事業による利用権の設定につ  
いて承認を得ておりましたが、本申請のため取下げをしております。

整理番号 2 番。譲渡人が、福岡県福岡市〇〇番××号 Q。

譲受人が、整理番号 1 番と同じく南種子町〇〇××番地 P です。

土地の所在が、〇〇字▽▽××番。地目は畑、地積は●●m<sup>2</sup>です。

所有権移転で、理由は売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、22 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条  
第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は 30 ページから添付しています。

整理番号 3 番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 R。

譲受人は、南種子町〇〇××番地 S です。

土地の所在が、〇〇字▽▽××番 ほか 2 筆。地目は田および畑、地積  
は 3 筆合計●●m<sup>2</sup>です。

所有権移転で、理由は贈与及び名義整理によるものです。

この件につきましては、23 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条  
第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は 34 ページから添付しております。

整理番号 4 番。譲渡人が、滋賀県湖南市〇〇××番地 T。

譲受人は、南種子町〇〇××番地 U です。

土地の所在が、〇〇字▽▽××番。地目は畑、地積は●●m<sup>2</sup>です。

所有権移転で、理由は贈与及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、24 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条  
第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は 39 ページから添付しております。

以上の 4 件につきましては 2 月 10 日の現地調査により耕作等について  
確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

整理番号1番・2番・3番について、地区担当の1番委員に説明をお願いいたします。

1番委員 それでは説明します。

所有権移転ということで、整理番号1番の譲渡人のOさん、譲受人のPさんですが、Pさんのお母さんがVさんで、Oさんと姉妹になります。

それで今までPさんが耕作していたんですが、この度名義変更をすることになりました。

続きまして2番の譲渡人のQさんですが、この方もPさんのお母さんのVさんのいところになります。この度、Pさんに売買するということです。

3番ですが、譲渡人がR、譲受人がSさんですが、これは恒例の所有権移転ですが、名義整理になります。

議長 長 次に、整理番号4番について、地区担当の4番委員に説明をお願いいたします。

4番委員 譲渡人のTさん、譲受人のUさんですが、親戚関係ではありません。以前からUさんが耕作しており、Tさんは息子さんも滋賀県に在住しており、耕作する予定もないことから、この機会に名義整理をしようかということです。以上です。

議長 長 以上で説明を終わります。これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 長 異議がないようですので、議案第2号の採決を行います。

原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)

全員賛成のようですので、本案は原案のとおり、許可することに決定しました。

議長 長 続きまして、議案第3号 農地法第2条の規定にある農地でない旨の証明(非農地証明)について、申請人：Wを議題にします。

それでは、事務局より議案第3号の説明をお願いします。

事務局。

事務局 資料の43ページをお開きください。

議案第3号は、農地法第2条の規定にある農地でない旨の証明(非農地証明)について審査を求めるもので、件数は1件です。

資料を読み上げます。

整理番号1番。申請人及び所有者は、南種子町〇〇××番地 W。

土地の所在は、〇〇字▽▽××番ほか1筆。

登記地目は畑、地積は2筆合計●●㎡です。

変更年月日については平成17年頃です。

現況としましては、『平成17年頃から耕作されず、原野状態となっている』とのことです。

参考資料は44ページから添付しております。

この件の内容につきましては、2月10日の現地調査において相違ないことを確認しております。

以上で説明を終わります。

議 長 只今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。  
地区担当の6番委員に説明をお願いします。

6番委員 今説明がありましたように、この土地はWさんの母親の土地だったそうです。母親は耕作していましたが、相続人のWさん本人は耕作したことがなく、既に竹木が覆っており、面積も狭いのでこのまま農地にしても借り手がいないのではないかとということで問題はないものと思います。以上です。

議 長 これから、質疑に入ります。質疑はありますか。  
(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第3号の採決を行います。  
原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成のようですので、本案は原案のとおり、承認することに決定しました。

議 長 以上で、第31回農業委員会定例総会の議案事項の全てを終了いたします。